

建物内の環境をより快適に！



環境衛生管理は所有者等の責任です

多数の人が利用する特定建築物は、建築物衛生法に定める**建築物環境衛生管理基準**に従って維持管理することが義務付けられています。

点検や維持管理などの実務を管理会社等に委託している場合であっても、建築物環境衛生管理基準に従って特定建築物を維持管理する責任は、**建物の所有者等***にあります。

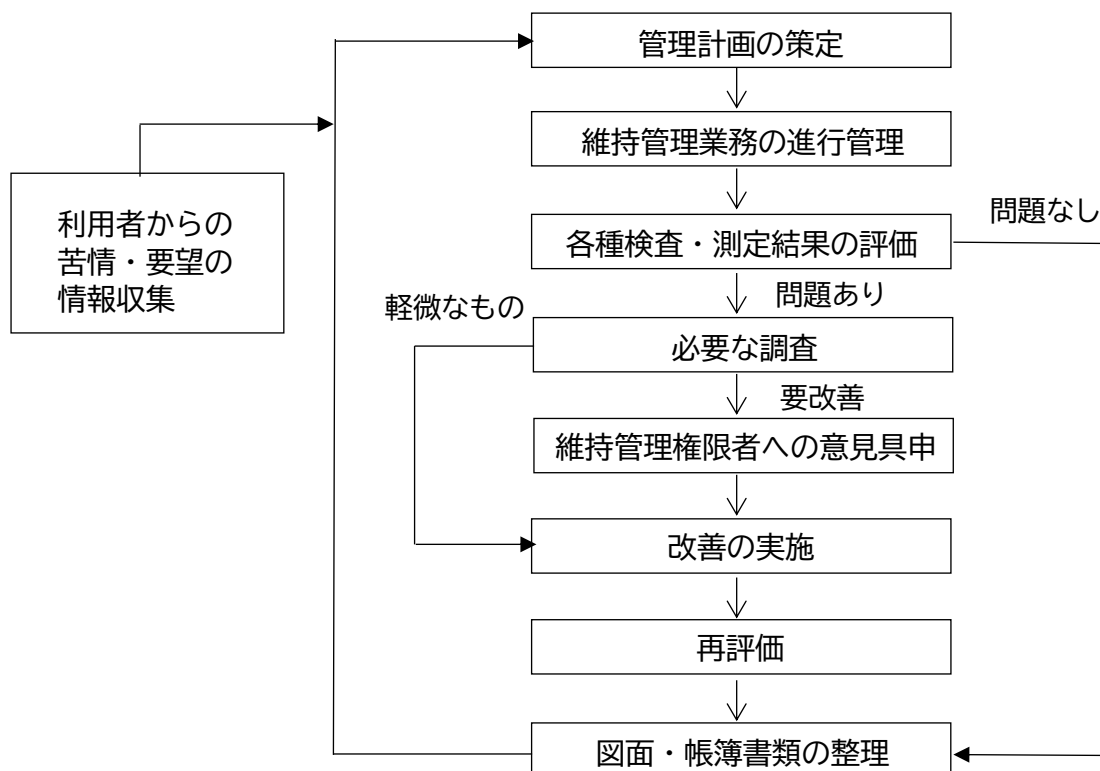
※所有者等とは、建物の「所有者」又は「特定建築物の全部の管理について権限を有する者」（丸借り人や破産管財人など）です。

また、所有者等のほかに建物の維持管理の権限を有する者（維持管理権限者）がいる場合には、維持管理権限者が責任を負います。

点検、維持管理は計画的に！

建築物環境衛生管理技術者（有資格者）を選任し、管理技術者が統括して計画的に点検、維持管理することが基本です。基準不適合など環境衛生管理上の問題が生じた場合には、建物の所有者等は、管理技術者から意見を聞きながら、施設・設備を改善しましょう。

〔 管理技術者の業務フロー 〕



■管理技術者の業務内容は上記のとおりです。建物の所有者等は管理技術者に対し、これらの業務を行うために必要な権限を与えてください。また、管理技術者は建築物環境衛生基準を遵守するために必要があると認めるときは、所有者等に対して意見を述べることができ、所有者等はその意見を尊重しなければなりません。